

スポーツ事業再開に向けた感染症予防対策について

緊急事態宣言が解除となり、生涯スポーツ課として事業を再開する際においても、万全な感染症予防対策を講じることが不可欠である。事業再開に向けて準備、対応すべき項目について以下のとおりとする。

- 1 引き続き3密（密集・密接・密閉）を避ける。
 - (1) 屋内であれば、定期的に換気を行う。
 - ① 屋外で実施可能な場合は屋外で行う。
 - ② 屋内で実施する場合は換気（窓を開ける）しながら実施する。
 - (2) ソーシャルディスタンス（人との間隔を2 m以上開けるなど）への配慮
 - ① 参加者同士、指導者と参加者などが2 m以上間隔を保つ
 - ② 定員を少なく設定、分散して集合するなど、密集を避ける。
 - ③ 握手、ハイタッチ等、人と人の接触は避ける

- 2 参加者の対応
 - (1) 参加者には運動実施中以外はマスク着用のうえ参加してもらう。
 - ・参加案内、案内通知に着用を記載する。（未着用の方はお断りする）※準備はする。但し、運動実施中は、間隔を十分に開けたうえでマスクの着用はしない。（熱中症の恐れがあるため）
 - (2) 筆記用具なども各自で準備してもらう。
 - ・参加案内、案内通知に持参を記入する。（忘れた方には、消毒した物を貸す）
 - (3) 各自で手洗い用タオルを持参してもらう。
 - ・参加案内、案内通知に持参を記入する。（忘れた方には、紙の手拭きを準備する）
 - (4) 運動のできる服装で来てもらい、原則更衣室は使用しない。
更衣室を使用する際には、更衣室は換気したうえで、人数制限を行う。
 - (5) 次の症状がある方や該当する方は参加辞退してもらう。（事前に参加案内等に記載）
 - ・風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や37.5度以上の熱がある方。
（念のため、非接触型体温計で会場入場時に測定する）但し、当日の体温が37.5度未満であっても、平常時体温より高いと判断された方。
 - ・だるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
 - ・過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への渡航、並びに当該該当者との濃厚接触がある方。
 - (6) 会場には消毒液を設置して小まめに消毒してもらう。

- (7) 水道には石鹼を準備して、小まめに手洗い、うがいをしてもらう。
 - ・事業開催中にアナウンスを徹底する。
- (8) 水分補給用の飲料を各自で準備してもらう。
 - ・共有用のジャグでの準備はしない。(忘れた方は自販機を案内)
- (9) 参加者は申込時に氏名、住所、連絡先を主催者へ伝え、事業における感染等が発生した場合には、関係機関に情報提供する旨を承諾のうえ参加してもらう。

3 職員・スタッフ・ボランティアの対応

- (1) マスク着用にて従事
 - ・事前にスタッフがマスク着用する旨を参加者へ同意を得る。
 - ・マスクを用意できないスタッフへの対応(主催者で準備)
- (2) 上記、参加者への対応と同様の対応を行う。
- (3) 大きな声は出さない。
 - ・声を通らない場合にはマイクやトラメガを使用する。
- (4) 人が触れる用具、機材は都度、除菌シート等で消毒を行う。
- (5) 対面する対応(受付など)について、ビニールフィルムを張る。

4 感染症予防対策で準備しなければならない物品

- ・消毒液(役所より次亜塩素酸水を2L×6本もらう)※消費期限要確認
- ・スプレー容器
- ・タオル(消毒清掃用)
- ・マスク(未着用スタッフ用、未着用参加者用) ※着用してきた人が不公平ですが
- ・ビニール手袋(スタッフ用)
- ・受付用フィルム
- ・薬用石鹼
- ・非接触型体温計
- ・紙手拭き

5 事業参加者から感染者が出た場合

- ・関係機関(保健所等)へ参加者名簿(氏名・住所・連絡先)を提供する。

緊急事態宣言が解除された場合についても、当面、以上の対策の徹底ができる事を前提で、事業の開催可否を判断することとする。